

令和4年度広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務に係る 公募型プロポーザル説明書

1 委託業務内容

- (1) 業務名
令和4年度広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務
- (2) 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日（金）まで
- (3) 業務内容
別紙の「令和4年度広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、次のとおりとする。
3,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当
電話：(082) 504 - 2676 FAX：(082) 504 - 2253
E-mail：kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市内に拠点を有する者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) 営業実態があること。

3 参加申込

- (1) 申込期間
公示日から令和4年2月9日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。
午前8時30分から午後5時15分まで。（ただし、2月9日（水）は正午まで）
- (2) 提出場所
前記1(5)に同じ。
- (3) 提出方法
前記1(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。
- (4) 提出書類
次の書類を各1部、提出し、参加資格の審査を受けること。
ア 参加資格確認申請書（様式1）
イ 広島市税の納税証明書（写し可）
「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）」以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）
※ 納税義務がない場合等は申立書（様式6）を提出すること。
ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
※ 納税義務がない場合等は申立書（様式6）を提出すること。

エ 営業実態を確認するための商業登記簿及び財務諸表、又はそれらに準ずるもの（写し可）。

※ 広島市競争入札参加資格の登録がある者は提出を省略できる。

エリアマネジメント団体で、広島市エリアマネジメント活動計画認定をされている団体は、広島市エリアマネジメント活動計画認定証の写し。

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格確認結果の通知

令和4年2月18日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

4 質問の受付と回答

(1) 仕様書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和4年2月9日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、2月9日（水）は正午まで）

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和4年3月1日（火）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（3月1日（火）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和4年3月1日（火）正午

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提出書類及び提出部数

ア 提案申込書（様式3）

イ 提案書（様式4）

ウ 提出部数10部（正本1部、副本9部）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 提案書の表紙（様式4）には、提案者名（団体名、代表者）等を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名等の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式5）を提出すること。また、提案書の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出書類は、提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

6 審査方法

(1) 提案書の審査は、令和4年度広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

- ・委員長 広島市経済観光局観光政策部長
- ・副委員長 広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当課長
- ・委員 広島市都市整備局緑化推進部緑政課長
広島市道路交通局都市交通部交通対策担当課長
広島市南区建設部維持管理課長

(3) 受託候補者特定基準

別紙 受託候補者特定基準のとおり

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙 受託候補者特定基準の合計得点（100点満点）が、本市の求める最低水準（60点）に達していないと判断された場合、又は、「1(1)業務の実施方針等」の2項目（各5点満点）、「2業務実施体制等」の3項目（各5点満点）がそれぞれ、本市の求める最低水準（各3点）に達していないと判断された場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。得点の第二順位以下の者も同様に上記の最低基準に達していないと判断された場合は、受託候補者としてしない。

なお、提案者が1者の場合は、その提案者が受託候補者として適しているか否かを、審査委員会で審議する。

イ 合計得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。なお、受託候補者となった者には、見積書の提出を依頼する。

(6) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに参加者数、最高得点者の名称及び総得点について、広島市ホームページで公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

7 契約等について

(1) 受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

(2) 優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し随意契約の方法により契約を締結する。

(3) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、1(5)の契約担当課に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、1(5)の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(7)から(9)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(7) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(8) 広島市税について滞納がないこと。

(9) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない

場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、1(5)の契約担当課に申請すること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会状況の変化などにより、代替提案により実施する場合や、代替提案でも履行ができない場合など、やむを得ない場合には、発注者と受託者で協議し、必要に応じて契約変更を行うことを承知すること。

8 その他

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、提案書は提出できない。
- (4) 参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加資格確認申請書及び提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (7) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
- イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者
- なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。
- (8) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日を令和4年4月1日とする。